

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（中村芳隆君） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26名であります。

なお、本日の会議において、一般社団法人栃木県聴覚障害者協会より手話通訳をしたい旨の要望がありましたので、議場内の入場を認めますので、報告いたします。

#### 議事日程の報告

議長（中村芳隆君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

#### 議案の取り扱い等についての議 会運営委員長報告、質疑、採決

議長（中村芳隆君） ここで、昨日議会運営委員会を開催しておりますので、議案の取り扱い等について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、15番、齋藤寿一君。

〔議会運営委員長 齋藤寿一君登壇〕

議会運営委員長（齋藤寿一君） おはようございます。

これより議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会における新たな追加議案の取り扱いを協議するため、9月26日午前9時より第4委員会室において、委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

本定例会において、既に報告いたしました4件

の報告案件のほかに、新たな追加議案として補正予算案件が1件、市長より提出されます。こちらの取り扱いについては、即決扱いといたします。

以上が追加議案に対する審査の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

議長（中村芳隆君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

議案の取り扱い等については議会運営委員長報告のとおりにすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案の取り扱い等については議会運営委員長報告のとおりといたします。

議案第59号及び議案第62号

～議案第69号及び請願・陳情

等の各委員長報告、質疑、討論、

採決

議長（中村芳隆君） 日程第1、議案第59号及び議案第62号から議案第69号までの9件及び請願、陳情についてを議題といたします。

ただいま申し上げました議案9件及び請願陳情については関係常任委員会に付託してあります。

各委員長は一括して審査の結果の報告を願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。

23番、平山啓子君。

〔総務企画常任委員長 平山啓子君登壇〕  
総務企画常任委員長（平山啓子君） 皆様、おはようございます。

これより、総務企画常任委員会における審査結果についてご報告申し上げます。

平成26年第3回那須塩原市議会定例会において、当常任委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件が2件、協定の締結に関する案件が2件、規約の変更に関する案件が1件、陳情が2件の合計7件です。

付託案件を審査するため、9月18日、19日の2日間にわたり第1委員会室において、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

なお、18日は委員7名全員が出席、19日は委員6名出席のもとで審査を行いました。

それでは、総務部総務課所管の議案第62号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

本件につきましては、委員からの質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第62号は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、総務部課税課所管の議案第63号 那須塩原市税条例の一部改正についてを申し上げます。

本件につきましては、委員からの質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第63号は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、総務部総務課所管の議案第66号 危機発生時相互応援協定の締結についてを申し上げます。

委員からは、さいたま市と協定を提携するに至った経緯は、また、いろいろな想定をした中で他の都市も含めて検討されたのかとの質疑があり、

執行部からは、本市出身のさいたま市副市長木下達則氏が市の特別顧問に就任されたのをきっかけに、協定締結に至ったものであるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第66号 危機発生時相互応援協定の締結については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、総務部総務課所管の議案第67号 災害時相互応援協定の締結についてを申し上げます。

委員から、この協定について既に審議されている自治体はあるのかとの質疑があり、執行部から、例えば大田原市では協定に関する案件は議決不要となっているように、各自治体によって事情が違うとの答弁がありました。

審査の結果、議案第67号 災害時相互応援協定の締結については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、企画部企画情報課所管の議案第68号 那須地区広域行政事務組合規約の変更についてを申し上げます。

委員から黒羽グリーンオアシスはどこにあるこういった施設なのかとの質疑があり、執行部から、大田原市川田にある一般廃棄物の最終処分場で、埋立面積は1万6,000㎡、埋立容量は17万3,100㎡となっている。期間は平成9年から25年間で、平成33年まで稼働を予定している施設であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第68号 那須地区広域行政事務組合規約の変更については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第6号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情についてを申し上げます。

採択すべきとする委員からは、憲法に定める改正手続を踏まずに、内閣が解釈変更のみで第9条

を踏み越えるのは明白な違反である。また、緊急だと言って国民に議論する時間を与えずに閣議決定しておきながら、関連法案の国会提出は急ぐことなく時を過ごし、何となく忘れたころに国際的にも合意を得ていると言って、国民を納得させようとするやり方は許されない。日本が70年間戦争をせずに来られたのは憲法第9条のおかげであり、憲法違反した閣議決定の撤回を求める意見書を提出すべきであり、本陳情は採択すべきであるとの意見がありました。

また、不採択とすべきとする委員からは、第2次世界大戦後、日本は日米安保条約によりアメリカに安全保障されてきたいきさつがある。戦後70年たつが、それなりの経済発展を遂げた日本は世界平和に貢献すべきであり、世界平和のために集団的自衛権を行使することは必要不可欠だと考える。本陳情は不採択とすべきとの意見がありました。

挙手による採決の結果、陳情第6号は可否いずれも過半数に至らず、採択とすべきもの、不採択とすべきものいずれにも決しませんでした。

次に、陳情第7号 集団的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情について申し上げます。

採択すべきとする委員からは、これまで集団的自衛権の行使は必要最小限度の範囲を超えるもので、憲法上許されないという見解が踏襲されてきたにもかかわらず、十分な議論もないうちに内閣が閣議決定という形で解釈変更を行ったのは、行政の権利乱用行為に当たるといふ本陳情の趣旨に賛同する。政権与党により、幾らでも憲法の解釈を変えてしまうことを世界じゅうに示すことは国民のみならず、世界じゅうから信用を失うことになる。閣議決定の撤回を求める意見書を提出すべきで本陳情に賛成するとの意見がありました。

不採択とすべきとする委員からは、陳情書にあるとおり、憲法の解釈変更はこれが戦後2回目であり、過去においても同じような形で憲法の解釈の変更という手続がとられている。前例もあり、何ら問題はないと考え、本陳情は不採択とすべきとの意見がありました。

挙手による採決の結果、陳情第7号は可否いずれも過半数に至らず、採択とすべきもの、不採択とすべきものいずれにも決しませんでした。

以上で、総務企画常任委員会における審査結果の報告を終わります。

議長（中村芳隆君） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。  
12番、鈴木紀君。

〔福祉教育常任委員長 鈴木 紀君登壇〕  
福祉教育常任委員長（鈴木 紀君） 皆さん、おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成26年第3回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、条例案件2件と陳情1件の計3件であります。

これらを審査するため、去る9月18日、19日の2日間、第4委員会室において、全委員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め慎重に審査を行いました。

以下はその審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、教育部生涯学習課所管の議案第59号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

委員からは、条例第9条第2項の専用区画の面

積基準に現在のところ適合していない施設はあるのかとの質疑があり、執行部からは、5施設で面積に若干達していない施設があるとの答弁がありました。

また、委員からは附則で条例第10号第3項までを施行日から5年間猶予すると規定しているが、5年間と設定した理由はとの質疑があり、執行部からは、まず施設の職員である放課後児童支援員の人的要件には、条例第10号第3項都道府県知事が行う研修終了者と規定してあるが、厚生労働省で5年間の猶予期間を設定していること。また、政府は共働きやひとり親家庭などの児童を預かる放課後児童クラブの定員枠を19年度までに約30万人分拡充する方針を明らかにしているため、現在面積基準を満たしていない5施設の整備が進むことが予測される。

以上の理由から規定したとの答弁がありました。

また、委員からは、この条例は多くの条文で国が示した参酌基準に基づく最低基準のものである。自治体の中には国の基準を上回るものを制定しているところもあり、私もそのように思うとの反対討論がありました。

また、委員からは、この条例には那須塩原市の独自性が入っている。また、待機児童解消につなげるためにも必要な条例であるとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第59号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、保健福祉部子ども課所管の議案第64号 那須塩原市福祉事務所設置条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、特に質疑、意見等はなく審査の結果、議案第64号については、全員異議なく原案の

とおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第5号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に関する陳情書について申し上げます。

委員からは特に意見等はなく、討論では委員からは、陳情の趣旨で述べられているように、聾学校では手話は禁止されてきた。しかし、現実の社会、聾者が日常生活を営む中では、手話を通じてコミュニケーションを図ることが一般化し、現在はテレビ番組や講演など、手話が多く国民、健常者にも浸透し、理解が得られる状況に変化してきている。手話は学校教育並びに一般社会においても、言語と捉えられるように環境整備を図ることが求められているものと考えます。

よって、国による手話言語法の制定に取り組むべきものと判断するとの賛成討論がありました。

また、他の委員からは、現在聴覚障害者は全国で35万人ほどおり、栃木県でも約8,000人が聴覚障害者手帳を持っているそうである。そのうち約2,000人が手話を使うと言われている。今まで日本では障害者に対しごく偏見があり、平等とか同等とか、そういう同じ日常生活をすることで至っていないかと思いますが、また聴覚障害者は視覚障害者と違って外見上健常者と見分けがつかないために割と気がつかず、見過ごされてしまいがちだったと思う。聴覚障害者にとっては、手話は言語として理解し合える。また、情報を得る最高の手段・方法であると思います。

最近では、ようやく公民館などで手話を習うグループの姿が大分見られるようになりました。これからは手話利用者が多分ふえていくと思われます。そういう中で、障害者が健常者と分け隔てなく、同じ生活ができる社会環境をつくっていくことが、私たちの当然の務めであると思います。そのため、手話言語のための法律が制定されるのは、

当たり前のことだと思われます。一時も早く差別のない社会をつくっていくことが私に課せられた使命であると考えて、手話言語法制定を国に求める意見書に関する陳情書の採択に賛成するととの賛成討論がありました。

採決の結果、陳情第5号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に関する陳情書については、全員異議なく採択とすべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果について報告を終わります。議長（中村芳隆君） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

14番、眞壁俊郎君。

〔建設水道常任委員長 眞壁俊郎君登壇〕  
建設水道常任委員長（眞壁俊郎君） 皆さん、おはようございます。

建設水道常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成26年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の廃止案件1件、その他の案件1件の計2件でございます。

これらを審査するため、去る9月18日、19日の2日間、第2委員会室において、委員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。

議案第65号 那須塩原市黒磯都市計画事業那須塩原駅西土地地区画整理事業施行に関する条例及び那須塩原市那須塩原都市計画事業那須塩原駅北土地地区画整理事業施行に関する条例の廃止についてを申し上げます。

委員からは特に質疑、意見等はありませんでした。

議案第65号 那須塩原市黒磯都市計画事業那須塩原駅西土地地区画整理事業施行に関する条例及び那須塩原市那須塩原都市計画事業那須塩原駅北土地地区画整理事業施行に関する条例の廃止については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第69号 平成25年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを申し上げます。

委員からは特に質疑、意見等はありませんでした。

議案第69号 平成25年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わりといたします。

議長（中村芳隆君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

以上で各委員長の審査結果の報告が終わりしました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各常任委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第59号について討論を許します。

11番、高久好一君。

〔11番 高久好一君登壇〕

11番（高久好一君） 皆さん、おはようございます。11番、日本共産党、高久好一です。

議案第59号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対する討論です。

この議案は、安倍政権が打ち出した5年間で30万人分の学童保育の受け皿をふやすことなどを掲げた放課後子ども総合プランを受けて基準を定めるものです。財源は連続増税する消費税10%を前提にした予算によるものですが、国の省令がおくられて提出されたため、自治体は限られた時間で児童の成長を保障する切実な願いに応えるものに仕上げる必要があります。

国が行っている現在の放課後児童対策に対する共働きやひとり親の子どもの生活の場として専任指導員が保育する学童保育、厚労省担当と全児童を対象として空き教室を利用し、地域住民が講座を開いたり遊んだり、放課後子ども教室、文科省担当があります。それぞれ果たしている役割や内容も異なっています。

放課後子ども総合プランでは、新設する学童保育の約80%は小学校で実施し、全ての小学校区で学童保育の子ども教室を一体的に、または連携して実施し、一体型、学童保育の子どもが参加できる教室の活動プログラムを1万カ所以上で実施するなど盛り込みました。空き教室の活用促進などは国ではなく、学童保育の関係者から求められたものです。

国のプランでは、待機児童解消として民間企業も地域の実情に応じて必要と明記しました。学童保育全体の1.8%しか運営設置者となっていない民間企業ですが、塾など高付加価値サービスや本体部分の参入も狙われています。安倍政権の成長戦略にも位置づけられ、学童保育への企業参入が加速することによって、児童の成長のための施設のあり方が、今大きく問われることとなります。

反対する理由の第1は、市の条例には、教育保育の場を企業の営利目的の場にさせてはならないという規制が入っていません。利益最優先の企業参入を防止するための規制を設けるよう求めるも

のです。

反対する第2の理由は、第9条の2項は専用区域の面積基準は規則で定めるとしています。現在の市の施設では、西那須野の学童保育4カ所及び黒磯の1カ所が新しい基準では面積を満たせない違法状態にあることが報告され、おおむね5カ年の経過措置を設けることで、その間に対応しています。

那須塩原市の施設は公設民営です。児童の安全と成長のため、施設を一刻も早く整備するため、経過措置の短縮を求めます。児童の成長を保障する切実な願いに応えるものに仕上げるからこそ、市の掲げる定住促進、安心して産み育てられる少子化対策にもつながると確信するものです。

学童保育などでは、学童保育と子ども教室の一体化は2007年のプランから掲げられているものですが、さまざまな問題点も指摘されています。

横浜市などでは、午後5時までは全ての子どもを対象とした子ども教室で5時以降が学童保育という一体化を推進してきました。これに対し、場所も職員も子どもたちも一体化すれば、学童保育の役割は果たせないとの学童保育関係者からの懸念の声を受け、プランでは学童保育について生活の場として機能を十分に担保することが重要で、基準に基づいて実施していくと明記されました。

学童保育は子育て新制度にも位置づけられ、有資格者の専任指導員を配置しなければならないなど、最低基準が初めて示されました。今度の質の拡充が足がかりとなります。ただし、運動によって一定の質の確保をしてきたところでは、国の基準のままだと後退してしまうことから、市町村での条例化で上乘せしなければなりません。

那須塩原市では、国の従うべき基準と参酌すべき基準をそのまま使用していることから、同じことが言えます。国の基準では保育の場所に

ついて、専用区域としていますが、ただし保育に支障のない場合はこの限りではないとただし書きとして教室の一体化が可能になっています。

さいたま市では、条例化の際、保護者の要請により、ただし書きを削除し、教室との一体化による後退に歯どめをかけています。

現在、学童保育の児童数は93万人、2万2,098カ所を超え、潜在的な待機児童者数は40万とも推計されています。全国学童連絡協議会は5年間で30万人分の定員増について、市町村による学童保育ニーズ調査の集計とも合致し、現実的な数字ですと指摘しています。着実に実施することが求められています。その際、学童保育と子ども教室は、それぞれの目的に沿って拡充することが求められます。そう語っています。

那須塩原市では、子どもの健やかな成長を願うお父さん、お母さんの切実な願いを正面から受けとめ、市の豊かな財政を使用することによって、施設設置を早急に行うよう求めるものです。

議案第59号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対する討論を終わります。

議長（中村芳隆君） 次に、4番、齊藤誠之君。

〔4番 齊藤誠之君登壇〕

4番（齊藤誠之君） 皆さん、おはようございます。

私のほうは、議案第59号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本条例は、子ども子育て支援法施行を来年度に控え制定されるものであり、今後、本市における学童保育の方向性を決める重要な条例であると考えます。

学童保育は、子育て支援、少子化対策の面が強

調されがちですが、本来の目的であるひとり親、共働き世帯の保護者にとって、放課後や長期の休みにおける子どもの居場所として、施設を利用できることで安心して働くことができること。また、それが地域の経済成長にとっても欠かせないことなど、労働の面でも重要な鍵を握っているものであると認識しておかなければなりません。

子ども子育て支援では、施設の利用対象学童の年齢を小学校6年生まで引き上げることで対象児童の増加、また設備に関しては、面積基準、病気あるいはその他の事由により、個別の居場所の確保などのさまざまな課題が見込まれ、現状では全てに対応することは難しいと思われます。

しかし、今回、本条例を示し制定されることで、これまでの学童保育行政の水準が今後低下することはなくなり、子育て環境の拡充は図れるものと考えます。施設を利用する子どもたち、安心して子どもを預けて働く親、責任を持って預かる施設、または子どもたちを見守る指導員等、それぞれのニーズをよく分析され、地域の実情に合った子育て支援サービスの提供をすることはもちろんであります。保護者、施設関係者、指導員、行政等おのれの立場だけの主張ではなく、それぞれの立場を理解しながら、ともによりよい環境の拡充を図っていただきたいと思えます。

まだまだたくさんの課題はありますが、これを機に那須塩原市では、子育てにおいて関係者が共同で、よりよい仕組み、基準をつくっており、生まれたときから小学校を卒業するまでの一貫した子ども子育て支援を行える市としての特色となるように、また子育てしやすい環境からの定住促進にもつながるよう期待をいたしまして、議案第59号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の討論といたします。

議長（中村芳隆君） 以上で討論を終結いたします。

議案第59号については、福祉教育常任委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第59号について委員長報告のとおり決するものに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立多数。

よって、議案第59号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号から議案第69号までの8件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第62号から議案第69号までの8件については、総務企画、福祉教育、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第69号までの8件については、原案のとおり可決されました。

次に、請願、陳情等について、まず陳情第5号について討論を許します。

18番、金子哲也君。

〔18番 金子哲也君登壇〕

18番（金子哲也君） 議席18番、金子哲也。

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に関する陳情書提出の採択に賛成の討論をいたします。

今、聴覚障害者は全国で35万人ほどいるそうです。栃木県内でも8,000人が聴覚障害者手帳を持っていると言います。そのうちの2,000人が手話を使うと言われます。今まで日本では障害者に対して偏見があって、平等に同等に当たり前に、そ

して自由に同じ日常生活をするところまでは至っていませんでした。また、聴覚障害者は視覚障害者と違って外見上、健常者と見分けがつかないために気がつかずに見過ごされてしまいがちでした。聴覚障害者にとって、手話は言葉として理解し合える、情報を得る最高の手段であり、また方法であります。

最近では、那須塩原市でも公民館などで手話を習うグループの姿がよく見られるようになりました。これからは手話利用者はどんどんふえていくと思われま

す。先進ヨーロッパでは、多くの国が法律で手話を公的言語として認知しています。憲法で手話を認知している国もあるんです。憲法ですよ。それはフィンランド、ポルトガル、ハンガリー、そして先日市長と議長が表敬訪問をされたオーストリアも憲法で手話言語を認めているそうです。

また、憲法以外の法律で手話を認定した国もたくさんあります。ベルギー、チェコ、スペイン、フランス、ドイツ、ルーマニア、スウェーデン、イギリスなどなど、そのほかまだまだたくさんあります。

ハンガリーはおととしの2012年に憲法において、ハンガリー手話をハンガリーの文化の一部として保護するという条文を明記して憲法採択いたしました。そして、そのために必要な費用は国が負担するということが定められました。

また、フィンランドでは、これも憲法によって手話を使用する人の権利及び障害により通訳または翻訳の援助が必要な人の権利を保障することを規定しました。そして、障害者のための通訳サービス法ができて、それによって観光、仕事、それから留学のための海外旅行も含めて全ての生活分野において、無料でかつ時間無制限での手話通訳が利用できる権利が定められました。

先日、私もオーストリアのリンツ市に行っていました。その際、ショッピングモールで若い人たちが手話をしながら楽しそうに買い物をする姿を何度か見る機会がありました。

先進ヨーロッパでは、障害者に対して自然な形でさっと手を差し伸べる習慣が身につけていて、とても気持ちがいいですね。それが文化だと思います。大変学ぶものがあります。日本の未来ある子どもたちにそれは教えたいですね。

さて、日本では障害者はまだまだ肩身の狭い思いをしているケースが多く見られます。障害者が健常者と分け隔てなく、同じく生活ができる社会や環境をつくることは、私たちの当然の務めです。そのために、日本でも手話言語のための法律が制定されるのは、当たり前なことだと思います。一時も早く差別のない社会をつくっていくことが、私たちに課せられた使命であると考えます。

ここで提出されている陳情の趣旨であります手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使えて、さらには手話を言語として普及・研究することができる環境整備を目的とした手話言語法の制定を求めるという意見書、これに対して、この手話言語法制定を国に求める意見書の採択に対しても手を挙げて賛成をいたします。

議長（中村芳隆君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第5号については、福祉教育常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

陳情第5号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立全員。

よって、陳情第5号については採択と決しました。

次に、陳情第6号について討論を許します。

9番、伊藤豊美君。

〔9番 伊藤豊美君登壇〕

9番（伊藤豊美君） 議席9番、伊藤豊美でございます。

陳情第6号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情について、反対の討論をいたします。

日本国憲法の施行から67年となる今日までの間に、我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、さらに変化し続け、我が国は複雑かつ重大な局面に直面している。安全保障の変化に対応し、いかなる事態においても、国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理枠内で国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的帰結を導く必要がある。憲法前文で確認している国民の平和的生存権や憲法第13条が生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利は、国政の上で最大の尊重を必要とする旨、定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底わからない。

一方、この自衛の措置はあくまで外国の武力攻撃によって国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し国民のこれらの権利を守るため、やむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の武力行使は許容される。パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により、我が国を取り巻

く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、対応等によっては我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。また、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業を開始することとし、十分検討を行い、準備ができ次第、国会に提出され与野党で十分審議を行うもので一内閣の決定ではない。

よって、本陳情の採択には反対である。

議長（中村芳隆君） 次に、20番、山本はるひ君。

〔20番 山本はるひ君登壇〕

20番（山本はるひ君） それでは、陳情第6号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情を採択すべきという立場で討論を行います。

私は人と人が殺し合いをする戦争はどんな理由があれ反対です。日本は70年近く戦争をしていないという国です。これは憲法9条のおかげです。集団的自衛権行使を容認する閣議決定は明らかな憲法違反です。憲法との整合性がありません。十分な論議をせず、私たち国民に対して丁寧な説明もなく、戸惑いや不安を感じている人は多く、世論調査では、反対がふえてきています。弁護士や法律家などの専門家の間では、余りにもむちゃくちゃな決定に怒りの声さえ上がっています。

憲法第9条では、その1項で戦争を放棄し、2項では海外で戦争を遂行する手段を保持することを禁じています。集団的自衛権は、同盟国を支援するために海外派兵をするということがその本質で、これは国際法上は認められていても、日本では行使できないとされてきています。その集団的自衛権行使を認めるという閣議決定は、単純で明快な憲法違反です。

次に、憲法手続についてです。その第96条にその定めがあります。

改正手続をしないで、内閣がその解釈の変更だけで9条を踏み越えることは、これもまた明らかに憲法違反です。内閣は我が国を取り巻く安全保障環境の大激変だと語り、閣議決定を急いだにもかかわらず、閣議決定後は関連法案の国会提出をせず、来年の統一地方選後に先送りする方針です。

昨日の首相の国会所信表明で、集団的自衛権の行使容認については、切れ目のない安全保障法制の整備に向けた準備を進めるなどと述べるにとどめています。知事選や統一地方選での争点になることを避けているとしか思えません。主権は国民にあるのに、国民を見下したあきれた態度だと思えます。この憲法違反には待ったをかけなければなりません。

以上の理由から、陳情第6号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情を採択することに賛成をいたします。

これで討論を終わります。

議長（中村芳隆君） 次に、11番、高久好一君。

〔11番 高久好一君登壇〕

11番（高久好一君） 11番、日本共産党、高久好一です。

陳情第6号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情について、賛成する討論を行います。

本陳情は、那須塩原市議会において集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を撤回するよう国に意見書の提出を求めるものです。

7月1日の集団的自衛権行使容認の閣議決定をめぐっては、どの世論調査でも五、六割が反対であり、説明不足は八、九割です。

安倍首相の応援団ともなってきた産経新聞7月22日付の世論調査では、公明党支持層からも閣議

決定を評価しないが50.0%です。

安倍首相は8月、私たちは納得していませんと訴えた長崎の被爆者に対し、見解の相違と冷たく突き放しました。

一方、閣議決定に基づく安保関連法案の国会提出を来年の通常国会に先送りするなど、国民の批判をかわそうと時間稼ぎをしています。集団的自衛権行使容認の閣議決定強行を開き直る安倍首相、支持率が下がると今度はイラクやアフガニスタンのような戦争に日本が武力行使を目的に参加することはないと繰り返し言っています。

集団的自衛権の行使というのは、日本に対する攻撃がなくとも他国のために武力行使をすることで、政府がどう言いわけをしようと海外で戦争をする国に乗り出すということを意味しています。憲法の解釈が時の政府の意向で変わるの、誰が考えてもおかしいことであり、憲法が支配する立憲主義の国ではあり得ないことです。イラクやアフガニスタンのような戦争をアメリカが起こした際、従来の歯どめを外して、自衛隊が戦争地域まで行って軍事活動をするのは、国会の論戦でも明らかになっており、閣議決定の撤回を求めるのは当然なことです。

集団的自衛権行使に反対する意見書は、徳島県勝浦町議会が9月の議会を前に憲法の解釈による集団的自衛権行使容認の決定に抗議する意見書を可決し、8月31日現在、全国で191自治体となっています。9月議会でどれだけ数がふえるか楽しみです。

7月1日、安倍内閣は、国民多数の声を押し切って集団的自衛権行使容認などの解釈改憲も閣議決定を強行しました。これまで歴代政府は、憲法9条のもとに容認される自衛権の行使は、自国を防衛するために最小限の範囲にとどめるとし、集団的自衛権の行使は日本に武力攻撃があり、自衛

のための最小限度の範囲を超えるもので、憲法上許されないとしてきました。安倍内閣の閣議決定は、歴代政府の憲法解釈を大きく変えるものであり、その内容は近代立憲主義を破壊し、憲法9条の恒久平和主義の定めを形骸化させるもので、断じて認めることはできません。

自衛隊は発足60年を経過しましたが、この間、他国の人を1人とも傷つけず隊員の中からも1人の犠牲者も出していません。これは憲法9条のもと、海外で武力行使はしてはならないという憲法上の歯どめがしっかりと働いたからにはほかにありません。

日本国憲法は、過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれたものです。戦争のない平和なアジアと世界を願う国民は閣議決定による憲法解釈に抗議するとともにその撤回を求めています。

陳情第6号 集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回に関する陳情について賛成する討論を終わります。

議長（中村芳隆君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第6号について、総務企画常任委員長報告は採択、不採択とも過半数に至らずいずれにも決しなかったであります。

採決いたします。

陳情第6号について、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立少数。

よって、陳情第6号については不採択と決しました。

次に、陳情第7号について討論を許します。

12番、鈴木紀君。

〔12番 鈴木 紀君登壇〕

12番（鈴木 紀君） 陳情第7号 集团的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情について、反対の討論をいたします。

議席番号12番、公明クラブ鈴木紀でございます。

国民の命と平和な暮らしを守ることは政府の責任であります。しかし、最近では核兵器や弾道ミサイルといった大量破壊兵器の脅威に直面しているほか、領域をめぐる国家間のトラブルやテロ攻撃など、アジア太平洋地域には、いつ日本の安全に重要な影響を及ぼすかわからない問題が存在しており、日本を取り巻く安全保障環境の変化があります。武力紛争を未然に回避するための外交努力は当然であります。しかし、一方で国民の命にかかわるような万が一の事態に対応できるように、すき間のないしっかりとした安全保障法制を整備する必要があります。

今回の閣議決定の核心は、憲法第9条下で認められる自衛の措置、武力行使について新3要件を定め、政府の恣意的な自衛権発動を封じ込めた点にあります。自衛権に関する政府の憲法解釈の基本となっている1972年見解の考え方も変わっていません。72年見解は、自衛の措置はあくまで外国の武力攻撃によって国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるとの部分です。新3要件はこの倫理整合性を守り、憲法第9条下で認められる自衛の措置の限界を示しています。武力の行使は、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるとあります。あくまで自国防衛に限った措置であることを明確にしたもので、いわば日本への武力攻撃に匹敵するような事態にのみ武力行使が認められており、外国の防衛、それ自体を目的としたい

わゆる集团的自衛権の行使は認めていません。横畠内閣法制局長官も国会答弁で、閣議決定について他国防衛の権利として懸念される、いわゆる集团的自衛権の行使を認めるものではないとはっきり明言しております。戦後69年がたちましたが、日本は一貫して平和国家の道を歩んできました。この平和主義の根幹をなすのが憲法第9条であります。

この憲法第9条は、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を定めています。今回の決定は、自国防衛のための自衛の措置に関し、政府の意図的な運用ができないよう二重三重の歯どめをかけています。新3要件できちんと明記され、それぞれが憲法上の確かな歯止めとなっています。解釈の限界を定めており、これ以上の解釈は憲法改正が必要であると言われております。

よって、この集团的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情について、反対の討論といたします。

以上です。

議長（中村芳隆君） 次に、1番、藤村由美子君。

〔1番 藤村由美子君登壇〕

1番（藤村由美子君） 1番、藤村由美子です。

陳情第7号 集团的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情に対し、採択すべきものとして賛成討論を行います。

今まで日本国憲法で集团的自衛権の行使は認められないとの解釈が長く踏襲されてきた歴史があるのに、国民の中で十分に議論されていないうちに閣議決定という形で突然政府が解釈変更したのは、行政の権利乱用行為に当たるという考えに私も賛成です。この閣議決定による憲法解釈変更の手続を黙認することは、すなわち選挙で国民に問うこともなく、政権に就いた後、国会で審議することもなく、憲法改正も経ず政権与党により幾ら

でも憲法の解釈を変更できるという事実を世界に示すことであり、国民のみならず世界からも信頼を失うことになると思います。

これは法治国家における手続の重みを問う陳情です。

私たち市議会は、本来行政をチェックし、暴走をとめるという重い責務を担っています。立憲民主主義、三権分立をきちんと機能させることが最大の責務です。その私たち市議会がこの閣議決定の撤回を求める陳情の趣旨を理解しないのでしょうか。国民の議論を高め、法にのっとった手続を経た後に、解釈変更はなされるべきものと考えますので、集团的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情第7号に、私は賛成します。

議長（中村芳隆君） 次に、11番、高久好一君。

〔11番 高久好一君登壇〕

11番（高久好一君） 11番、日本共産党、高久好一です。

陳情第7号 集团的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情に、賛成する討論です。

本陳情は、7月1日の国家安全保障会議閣議は国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についてを閣議決定しました。この閣議決定による憲法解釈変更の手続は、法による行政行為の原則に反し、行政の権利乱用行為に当たると認められることから、那須塩原市議会が国に対し、この閣議決定の撤回を要求する意見書の提出を求めるものです。閣議決定の強行以降、一連の世論調査で、安倍内閣の支持率が急落し、軒並み発足以来の最低を更新しました。

7月13日の滋賀県の選挙でも、自民・公明の推薦した候補が敗れました。集团的自衛権行使の容認、それ自体についても安倍首相の応援団となっ

てきた読売新聞、産経新聞も含め、反対と評価しないが過半数が多数です。説明不足という評価は七、八割に上っています。

日本国憲法の改正を行う場合は、国会議員の3分の2以上で発議し、国民投票で過半数の有権者の賛成をもって成立とします。政治部門で憲法解釈が必要な場合は、前例では最高裁判所は判断をしないため、内閣法制局に委ねられる現状があります。それに対応するため、内閣法制局長官まで安倍内閣の意を酌む長官に交代させられましたが、新長官は健康を理由に国会を欠席し続けています。集团的自衛権行使を可能とする閣議決定は、国民に極めて大きな衝撃を与えました。国会発議も国民投票もなしで、戦後日本の根幹であり続けた平和憲法を破壊し、立憲主義を解体する暴挙です。積極的平和主義の名のもとで、軍備の拡大が進行しつつあります。閣議決定は強行されましたが、日本憲法は一語たりとも変わっていません。あの閣議決定が憲法違反であり、安倍政権の暴走がいかなる正当性も持たないことは明白である。3つの歯どめを設けたという意見がありますが、全く効果のないものです。議会の監視や次の選挙の準備を進めることも当然ですが、安倍政権の無法な振り舞いを告発する国会包囲やデモ行進など、国民の強い意思表示が今ほど求められているときはありません。

今、最も大事なことは、ためらわずに政府の暴挙に怒りを表明することです。7月1日に行われた憲法解釈変更については、単独内閣の閣僚による閣議決定でなされたものです。重要な憲法解釈が前例のない閣議決定により行われたことは、立憲民主主義と三権分立の我が国において、根拠のない手続で認めることはできません。

今まで日本の歴代内閣は、戦争を放棄した憲法9条のもとでは、日本国憲法で集团的自衛権の行

使は認められていないと判断してきました。憲法41条に、国会は最高機関であり、唯一の立法機関と書かれており、内閣単独で法律を変えることはできません。安倍内閣が行った国の最高規範である憲法解釈変更を単独内閣で決定し、国会が加わらない現状は法律の基本原則からいっても逸脱しています。

また、国民の意思が諮られないままに、憲法解釈変更が行われたことは到底認めることができないものです。

よって、陳情第7号 集団的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書提出を求める陳情に賛成するものです。

議長（中村芳隆君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第7号について、総務企画常任委員長報告は採択、不採択とも過半数に至らずいずれにも決しなかったであります。

採決いたします。

陳情第7号について、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立少数。

よって、陳情第7号については不採択と決しました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第50号～議案第58号の

予算審査特別委員長報告、質疑、

討論、採決

議長（中村芳隆君） 次に、日程第2、議案第50号から議案第58号までの9件を議題といたします。

ただいま申し上げました議案9件については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

予算審査特別委員長、23番、平山啓子君。

〔予算審査特別委員長 平山啓子君登壇〕  
予算審査特別委員長（平山啓子君） それでは、これより予算審査特別委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成26年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された議案は、議案第50号から議案第58号までの補正予算案件9件でございます。

これらの議案の審査のため、9月29日曜日午前10時より本庁303会議室において、委員全員出席のもと、予算審査特別委員会全体会を開催いたしました。

審査に当たりましては、私と3人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その結果を申し上げます。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）については、2名の反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号から議案第57号までの特別会計に係る補正予算案件7件についてでございますが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 平成26年度那須塩原市水道

事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算審査特別委員会の報告といたします。

議長（中村芳隆君） 予算審査特別委員長の報告が終わりました。

予算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって質疑を終了し、予算審査特別委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

議案第50号について討論を許します。

1番、藤村由美子君。

〔1番 藤村由美子君登壇〕

1番（藤村由美子君） 議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）に、反対の立場で討論いたします。

反対理由は2点あります。

まず、補正予算の中に定住促進のための講演会開催など幾つかの新規事業が上がっている点です。新規事業とは、本来は十分検討した上で、年度の当初に計画とともに提出されるべきなのではないでしょうか。このような後づけ予算が年度途中で突発的に起きた重要な事項に対応するための補正予算とともに出されることに疑問を感じます。これでは緊急課題解決のために何でも通さなくてはならなくなると思います。とても納得できません。

2点目は、新規のふるさと納税サイトについてです。

執行部の説明によりますと、クレジットカード

が使えるふるさと納税サイトを業者に構築してもらい、サイトの運営から商品の発送までお任せでやってもらえる。市はカメラを買って、選定した商品の写真を撮るだけ。しかも初期投資ゼロとの申し出があったので、これほどいい話はないとのことでした。幾ら初期投資がゼロであっても、事業者は赤字では経営が成り立ちません。今後、納められたとうい納税額から一定のパーセントで事業者へ委託料を払うこととなります。これはビジネスです。

県内のほかの市でも、豪華な特産品をお礼の品とするふるさと納税制度がどんどんと導入され始め、その風潮に乗りおくれまいとあわてて飛び着いた感があり、積極的にお金を稼ごうと市がビジネスとしてこのサイトを導入しようとしているとすれば、それは問題があると思います。税金をビジネスにすべきではないと、私は思うからです。現在、ふるさと納税をしてくださった方には、市民と同じ価格で6施設を利用できるというふるさと市民カードが送られています。そのカードは那須塩原市に來なければ使えないものです。市の説明によると、ホームページに記載して行っている現状のふるさと納税制度もそのまま残すと言っています。片やお取り寄せ商品のショッピングサイトのようなお礼の品を送ってもらえるふるさと納税サイトが全く別の場所に立ち上るといいます。見返りを求めず、厳粛な気持ちで那須塩原市にふるさと納税して下さっていた心ある方たちにとっても顔向けができません。那須塩原市の環境に役立ててほしい、教育に役立ててほしいと送ってくださった温かいお気持ちに那須塩原市は本来どのように応えればいいのでしょうか。もし、そのお気持ちに対して心ばかりのお礼を送りたいと思うなら、地域の産物を職員が箱詰めし、お礼状とともに発送すれば心が通い、きっと喜ばれるでしょ

う。年に何件もないのですから、安易に外部委託で新しいシステム導入を急ぐのではなく、毎年趣向を変えた産物をお楽しみ箱としてお送りしますとして、今の制度を少し手直しし、職員が心を込めて発送すれば、それほど経費はかかりませんし、いただいた税金を全て有効に使えます。そうして納税がふえれば、職員もきっと自治体職員としての喜びを実感できるはずです。

市は、人口減少、消滅都市という言葉にまるで取りつかれたかのように、定住促進の施策をどんどんと打ち出しています。この新たなふるさと納税サイトの導入がシティプロモーションの一環として一刻も早く、他市におくればならぬという考えで、補正予算で上げてきたとすれば残念ながら賢明な選択とは思えません。

なぜなら、ふるさと納税には、もっと深い問題が指摘されているからです。そもそもふるさと納税とは、出身地など、思い入れのある自治体に寄附をすると自分の現在の居住地での税額が控除される特例のことです。

例えば総務省のホームページによると、子どもがいない年収700万円の夫婦がほかの市に3万円の寄附をすると実質税額の負担2,000円にとどめることができます。この差額は実は所得税控除として国庫が約20%、寄附した人が住んでいる自治体が住民税の控除として約75%を負担することになります。今、はやりのふるさと納税サイトを利用して寄附した場合、高級肉などをお礼の品として選択すれば2,000円で肉を取り寄せたことになり、実質の税の負担感はゼロになってしまいます。

寄附を受けた市は、3万円が税収になりますが、国が所得税の減税分5,600円、寄附した住民の居住地の自治体は2万2,400円の税収が減少するのです。このようなからくりは信じられません。住

民税とは何なのか。誰のための税負担なのか。一見、納税者の意思による納税を進めることで納税意識を高める効果があるように見えますが、現状は自治体による特産品競争が過熱して、結果、特産品目当ての市民に税負担の意味をよりわかりにくくし、地方自治体内では、ふるさと納税をした人としなかった人との間で税負担と受ける行政サービスのバランスを崩します。

この問題を最小限にとどめるためには、今の那須塩原市が行っているふるさと納税のあり方がぎりぎり限界ではないかと思えます。市が補正で上げてきた新しいふるさと納税サイトの成り立ちは、特産品を使ってほかの自治体から税金を横取りし合う不毛なビジネスです。地方自治体が互いに足を引っ張り合う危険に巻き込まれるだけであり、行政が本来躍起になってやることではないと思えます。

地方が生き残りをかけてやるべきことは、景品で税収を取り合うことではなく、住民サービスを向上し、住みやすさを住民に実感してもらい、地域としての評価を高めることです。補正予算を組んでも、今すぐに取り組まなくてはならないことはたくさんあるはずですよ。

昨今、お得なお取り寄せランキングとして注目を集めているふるさと納税サイト、このようなサイトの導入は安易にすべきではないと考えますので、今回の補正予算には反対いたします。

議長（中村芳隆君） 次に、8番、大野恭男君。

〔8番 大野恭男君登壇〕

8番（大野恭男君） 皆様、こんにちは。議席番号8番、大野恭男です。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正は、平成25年度決算に伴う前年度繰

越金の整理のほか、国・県の制度改革改正などに伴う経費の追加、各種交付金等の交付額確定、内示等に伴う予算の整理を行うとともに、各種政策課題及び緊急課題への対応に必要な予算措置を行ったものであり、歳入歳出それぞれ21億3,001万2,000円を追加し、予算総額を505億2,290万2,000円とするものであります。

歳入では、主なものとして14款国庫支出金1億100万8,000円のうち、総務費補助金、がんばる地域交付金7,359万5,000円、これは小学校耐震改修事業に充当されるものであります。また、児童福祉費補助金、保育緊急確保事業費補助金で3,241万3,000円、これについては、主に認可保育園運営費や集いの広場運営事業、子育て相談センター運営事業に充当されるものであります。いずれも安心して子育てできるという環境づくりをするために必要なものであります。

歳出では、主なものとして2款総務費において7億1,529万4,000円が計上されており、この中に新庁舎整備基金原資に5億円、定住促進事業に9,304万円計上され、特に定住促進事業は3月末に制定された定住促進計画に即補正予算で対応するものであり、またふるさと納税についても専用サイトを速やかに立ち上げ、那須塩原市を積極的にPRするものであり、評価できるものであります。

3款民生費においては、2億4,343万5,000円が計上されており、主なものとして特別養護老人ホームへの待機者を少しでも解消するため、増床整備費としての介護基盤緊急整備等事業、認可保育園の保育士等の処遇を改善するための認可保育園運営費の補正、平成27年4月から始まる子ども子育て支援制度を見越して、市内私立幼稚園などの認定こども園移行推進を図ることで、幼児期における一体的な教育、保育を提供し、保育園待機児

童ゼロを目的とした認可保育園建設事業が盛り込まれております。

4款衛生費においては、5億4,843万3,000円が計上されており、ふるさと融資制度を活用し、地域の中核病院を支援する地域総合整備資金や予防接種事業が盛り込まれております。これは市民の健康不安の軽減につながり、生活の安心の確保を行うための必要な措置であります。

以上のことから、当初予算編成においてのキーワードを「人々から選ばれるまちづくり」とし、本市の持つ個性豊かな地域資源や優位性を十分に生かした独自の施策を展開することで、この町に生まれてよかったに加え、人々から選ばれるまちづくりを実現し、この補正で最大の効果が得られることを期待して、議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）に、賛成する討論いたします。

議長（中村芳隆君） 次に、11番、高久好一君。

〔11番 高久好一君登壇〕

11番（高久好一君） 11番、日本共産党、高久好一です。

議案第50号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）に、反対する討論です。

平成26年度の補正予算は、前年度繰越金の整理を行い、国・県の制度改革に伴う経費の追加、各種交付金の確定、内示等に伴う予算の整理を行うとともに、各種政策課題及び緊急課題への対応に必要な予算措置を行い、さらに1件の債務負担行為を設定するとしています。その結果、予算は21億3,001万2,000円の追加補正を行い、予算総額を505億2,290万2,000円とするものです。

26年度一般会計補正予算（第3号）に賛成できない第1の理由は、2款総務費に新庁舎整備基金として5億円を計上します。新庁舎建設のために積立金を現在までに凍結されてきた基金約8億円

と合わせ13億円とするものです。本市の新庁舎建設には、反対する会派はないと新聞でも報道されています。新庁舎建設に反対する理由は、市にとって合併特例債26億円を含む大きな予算を費やす事業決定に市民アンケートの実施は予定していないとしていることです。

市は、市民の機運醸成を図るものとして、公募市民3人を含む市民検討懇談会の設置や基本計画を策定する過程において、パブリックコメントを実施し、市民の意見を伺いながら計画策定を進めるとしています。しかし、パブリックコメントは行っても、市民の反応が極めて低いという現状があります。市の将来にかかわる大きな事業に、市民の声を正面から受けとめ、判断する市民アンケートの実施を強く求めるものです。

東京都小金井市は、55億から70億円の庁舎建設の計画を延期するとしました。栃木県の鹿沼市でも佐藤市長は建設費が高騰しており、建築面積を削る必要がある。それでも無理な場合は延期をしなければならない。基本設計の前である来年の前半までに見きわめたいと9月議会で答弁しています。2020年の東京オリンピックと震災復興などを含め、建設費が高騰しており、合併特例債を活用するメリットが薄れるという判断があります。このままでの新庁舎建設には反対する以外にありません。

反対する第2の理由は、2款総務費、1項6目に介護保険基盤整備事業があり、10床のベッドをふやす計画です。ふやすのは歓迎ですが、市の介護施設入所待機者は、26年3月末現在で243人です。全国での特養ホームの待機者が52万人とふえ続け、必要な人が介護施設に入れられない現状が大きな社会問題になっています。市の入所待機者は24年度末で226人から市の対策が追いつかず、介護保険発足当初から言われてきた保険あって介護な

しの状態が続いています。徐々に解消するものと思われるが、市長は答弁したものの利用できないまま亡くなる方もふえ、事態は深刻さを増しています。近隣の自治体の入所施設を紹介されても大田原の外れや宇都宮では、使うことはほとんど不可能です。早急な入所待機者解消対策を強く求めるものです。

反対理由の第3に、定住促進関連の予算930万4,000円があります。国は少子化、高齢化対策を続けてきましたが、効果は低いものでした。今度は定住促進と名を変え、わずかな予算措置で人口減少対策や同時にさらなる広域化合併による地方切り捨てのコンパクトシティや道州制をひそかに進める計画です。

日本共産党は、緩やかな合併によらない広域化は否定しませんが、中小自治体切り捨てと住民自治を否定する道州制には反対します。各種の調査で若者の結婚願望は9割以上あるとしています。リーマンショック以降の非正規雇用の拡大で、十分な所得のある若者の割合が少なくなりました。正規雇用が当たり前の雇用を確立し、女性が仕事と子育てを両立できる環境を整備することが重要です。大企業優先に偏った経済政策をやめ、応負担中心の税制と社会的責任を果たさせ、公平化を行うことが欠かせません。

県内自治体の調査でも、8割が人口減少対策は市や町だけの政策では限界と答えており、大半の市や町が既に定住促進や子育て支援などで対策に乗り出しているものの、国全体で取り組みを強める必要が改めて浮き彫りになっています。

本市での事業は、精査を行い新幹線通勤者への補助や屋外馬場の整備など、市民の利用が望めない事業は早急に撤退するよう求めるものです。

これからの財政運営は、市民のサービスを低下させず、予算の効果的な執行を行い、市税等の自

主財源の確保のために基幹産業を守る国への積極的な対策要望を行うなど、多様な市民ニーズに応える。那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、議案第55号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について、反対する討論を終わります。

議長（中村芳隆君） 以上で討論を終結いたします。

議案第50号について、予算審査特別委員長報告は原案可決であります。

採決いたします。

議案第50号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立多数。

よって、議案第50号については原案のとおり可決されました。

議案第51号から議案第58号までの8件は、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決します。

議案第51号から議案第58号までの8件については、予算審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第58号までの8件については、原案のとおり可決されました。

認定第1号～認定第9号の決算  
審査特別委員長報告、質疑、討  
論、採決

議長（中村芳隆君） 次に、日程第3、認定第1

号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成25年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてまでの9件を議題といたします。

ただいま申し上げた認定案件9件については、決算審査特別委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

決算審査特別委員長、17番、吉成伸一君。

〔決算審査特別委員長 吉成伸一君登壇〕  
決算審査特別委員長（吉成伸一君） 決算審査特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成26年第3回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成25年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてまでの決算認定案件9件であります。

これらを審査するため、9月29日月曜日午前10時50分より本庁303会議室において、委員全員出席のもと、決算審査特別委員会全体会を開催いたしました。

審査に当たっては、4人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その結果を申し上げます。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、1人の反対討論がりましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、1名の反対討論がりましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成25年度那須塩原市後期高齢者

医療特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、1名の反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号から認定第9号までの5件につきましては、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

議長（中村芳隆君） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、決算審査特別委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

11番、高久好一君。

〔11番 高久好一君登壇〕

11番（高久好一君） 11番、日本共産党、高久好一です。

認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について反対する討論です。

平成25年度の当初予算は、変革を基本とした個性豊かなまちへと位置づけ、キーワードを変革の第一歩としていました。市民の健康と安全を守る放射能対策事業、市民の安全と財産を守る防災震

災事業、市民生活環境の向上と地域経済活性化を図るためのインフラの整備等を重点とした予算が執行されました。

その結果、本市の一般会計の決算は、歳入501億8,420万2,782円、歳出474億3,045万8,401円で、このうち翌年に繰り越すべき財源3億9,321万9,200円を差し引いた実質収支額は23億5,692万5,181円の黒字決算となっています。特別会計と合わせると、市全体では35億769万2,569円の黒字決算としました。

監査委員の意見では、一般会計、特別会計に係る収入未済額及び不納欠損額では、収納未済額は39億3,179万円で、前年度に比較すると6.76%減らしたとする一方で、生活保護費返還金など前年度比1,554万円で32.2%ふやしたとして、きめ細やかな対応と収納の強化を求めています。

自治体の財政力を示す財政力指数は、3年平均で0.807と前年度より0.012ポイントだけ上昇しています。財政構造の弾力性を示す経済収支率では92.9%と前年度から1.7ポイント改善しました。公債費比率は前年度から9.0%と0.8ポイント改善され、財政構造の健全性を示す公債費負担比率は16.4%と1.4ポイント改善させていることなどから、数値による財政管理は改善が定着しつつあります。市民サービスを低下させないもとの財政改善を求めるものです。

25年度決算を認定できない理由は、市民の生活に密着した高齢者外出支援タクシー券タクシー料金事業が25年9月30日で廃止されました。利用の継続を求める市民の声や那須塩原市議会で採択された陳情を無視する市長の判断によるものです。

廃止の理由は、利用対象となる高齢者の増加と財源的に難しいとするものです。支出額は23年度5,595万円、24年度は5,057万円で利用枚数は7万

1,212枚でした。かわりに市が提案して実施したのは、日本で初めて、実績が全くなくデマンド機能がほとんどない予約ワゴンバスでした。25年10月から26年3月までの利用者数は6,758人、利用料金収入は87万3,000円でした。新路線が追加され、予約も当日2時間前までに改善されたものの予測されたとおり、市民から不便で使いづらいという声は減りません。早急にデマンドタクシーに切りかえ、交通弱者の声に応えるべきです。

市民の命と健康を守るセーフティネットとしての国民健康保険は、一般会計からの繰り入れをふやし、那須塩原市の裁量で特別な事情の範囲を広げ、資格書の発行は早急にやめ、加入者全ての世帯に国保証が届くようにするべきです。収入を高めるための新しい滞納者をつくらないという対策は、土日の納税相談のように、制裁による差し押さえではなく、市民に丁寧な説明を行う収税対策を強めるよう求めます。

県で一番高いごみ袋は、強度が落とされていて、すぐに破けると苦情が出ています。国がごみの減った理由を分別によるものと評価を変えた現在、高いままにしておく理由は全くなくなっています。早急に半額に引き下げ、市民に還元すべきです。

市長が後退することはないと公約した産廃問題とTPPでは、明確に反対を表明したとするものの国の専権事項であり、みずから何をするというものではないと答弁したままです。

市が基幹産業と位置づける農業と地場産業、医療保険などに大きな影響を与えるTPPに反対する意見書も提出しており、積極的な関与を求めるものです。

これからの財政運営には、市民サービスを低下させず、予算の効果的な執行を行い、事務事業の見直し、市税等の自主財源の確保と多様な市民ニーズに応える市民サービスを確保し、引き続き東

電原発事故の放射能汚染から市民の暮らしとなりわいを守る那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、認定第1号 平成25年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について反対するものです。議長（中村芳隆君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立多数。

よって、認定第1号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。

11番、高久好一君。

〔11番 高久好一君登壇〕

11番（高久好一君） 11番、高久好一です。

認定第2号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対する討論です。

25年度の予算は、国民皆保険制度を支える国民健康保険の運営を目的に設置したものであり、23年度、24年度の医療給付状況などを分析し、計上したものとしていました。

決算は、25年度被保険者数を前年度に比べ1%減の3万6,881人とし、歳出決算額は130億1,623万2,299円とし、実質収支額9億5,489万6,418円の黒字決算としました。

市町村の国保財政がこんなに厳しくなった最大の要因は、国が国庫負担を50%の半分以下の24%までに引き上げてきたことにあります。そして、栃木県の自治体の保険収納率が東京に次ぎ悪いの

は、栃木県内の保険料が高く、他の県に比べ県民1人当たりの県の補助金が少なかったからです。

その中で那須塩原市の国保の財政調整基金は21億8,388万9,832円となり、昨年より145万2,073円ふえ、市全体基金147億1,359万137円の14.8%を占めています。ほかの市や町なら誇りにしてよいこの国保の基金を本市ではあえて累積という言葉で呼ばせてもらいます。その豊かな基金を計画的に活用して、県内自治体では初めて引き下げた保険料の効果が那須塩原市の財政改善を励ます役目を担っています。

反対する第1の理由は、国保会計の29年度の県内統合が浮上する中、国は統合後の基金の取り扱いが不透明であることから、市民から預かった大切な財産は速やかに市民に還元する手だてを構築しなければなりません。

日本共産党は、介護保険や後期高齢者医療のように徴税効果と利用抑制を目的に住民の声を届きにくくし、市や町の努力を狭めるやり方には反対します。

合併から数年間は県内最低を続けた那須塩原市の収納率は、地道で総合的な収納対策が改善につながり、24年度は14位から16位になったものの89.8%と前年度より1.52%と向上させています。県内26市町も平均収納率を87.88%と昨年度より1.87%引き上げています。さらなる収納率対策を求めます。

市民の1人当たりの医療費は26万4,695円と前年度より2万1,408円ふえたものの、県内では2番目に低い額であり、平均額より1万9,769円安く維持されており、市民ぐるみの健康への努力と成果は大いに評価できるものです。

反対する第2の理由は、依然として資格書の発行が多い栃木県、その中で那須塩原市は市民の努力と対策が行われ、国保財政の改善の成果が見え

ているにもかかわらず、他市町に比較すると資格書、短期証の発行を突出させて発行している現状があります。市民に冷たい対策には反対する以外にありません。国や県の求める滞納者への保険証の取り上げはやめ、制裁による徴税対策ではなく25年度は3回実施され、納税額は減ったものの749件の参加があった土日の納税相談のように、市民の納税意欲を促す対策を強く求めるものです。他の市の国保財政改善の道は定着しつつあるものの警戒も必要です。

国には国庫負担の増額を求め、市民の払いやすい保険料の設定をさらに強め、収納率を引き上げるとともに制裁ではなく、きめ細やかな相談体制を強め、市民の命と健康を守るという市本来の仕事ができるよう強く求めるものです。

認定第2号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対する討論を終わります。

議長（中村芳隆君） 次に、3番、相馬剛君。

〔3番 相馬 剛君登壇〕

3番（相馬 剛君） 議席番号3番、相馬剛です。

認定第2号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成討論を行います。

国保特別会計の歳入の総額は139億7,112万8,717円で、前年度比2%の増です。主に増額となったものは、国庫支出金が前年比3.9%、療養給付費等交付金が前年比10.5%、また前期高齢者交付金が前年比10.0%の増となっています。

一方、歳出の総額は130億1,623万2,299円で、前年度と比較して0.7%の増となりました。歳入総額の約63%を占める保険給付費は言うまでもなく、年々ふえ続けており国保の制度上、高齢者の占める割合が多いことや医療の高度化等により今後伸びることが予想されます。

そのような中、国保の大きな課題の一つである国保税の収納率について、特に滞納繰越分の収納率が向上するなど、収納対策の成果が出たものと評価できます。

さらに、医療費の抑制を図るため、保健事業では特定健康健診いわゆるメタボ健診やスイミング健康教室、健康度アップ事業、また疾病予防のための人間ドックや脳ドックにも力を入れております。今後も健診者数の増加、事業参加者の増加に力を注いでいただきたいと思います。

平成25年度の国保特別会計の経営状況を示す実質収支額については、9億5,489万6,418円となっており、また国保財政調整基金については、前年度に比べ145万円ほど増加し、21億8,388万9,832円となっております。

これらのことを踏まえた上で、本年度からは国保料の税率等の引き下げが行われており、健全な財政運営に向けた努力がされていると判断します。

今後も国保の運営については、厳しい状況が続くと思いますが、なお一層の努力をしていただくことをお願いし、賛成討論といたします。

議長（中村芳隆君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立多数。

よって、認定第2号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成25年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、討論の通告者がおられませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

認定第3号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号については原案のとおり認定されました。

会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時に会議を再開いたします。

休憩 午後 零時12分

再開 午後 1時00分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第4号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。

11番、高久好一君。

〔11番 高久好一君登壇〕

11番（高久好一君） 11番、日本共産党、高久好一です。

認定第4号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対する討論です。

25年度の決算は、第5期介護保険事業計画の中間年度に当たり、計画の着実な実現のためとして第1号被保険者数を24年度比5.0%増の2万6,218人、要介護認定者数を3,940人の4.6%増とし、歳出決算額を24年度比6.2%増の63億2,025万47円とするものです。収納率は94.84%でした。

市長の市政運営方針では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう

域による見守りや支え合う体制を構築するため、地域見守り・支え合い事業を実施してまいりますとしていました。しかし、国庫負担が少ないことに起因する介護保険の構造的欠陥が健康弱者の生活と命を守る介護保障制度となり切れない状況を抜本的に改めることが強く求められています。

反対する第1の理由は、全国で特養ホームの待機者が52万人とふえ続け、必要な人が介護施設に入れない現状が大きな社会問題となっています。

当市では、9月補正予算であじさい園に10床のベッドをふやす計画があります。担当部署は計画的にふやし、待機者の解消をしていくとしています。施設がふえるのは歓迎ですが、那須塩原市の介護施設入所待機者は25年度末で243人です。市の入所待機者が24年度末で226人から市の対策が追いつかず逆に17人ふえています。必要な人が施設を利用できず待機者がふえ、市民が大変困っています。保険料は年金から天引きで払っているのに施設が足らずに使えない。介護保険当初から言われてきた保険あって介護なしの状態が続いています。徐々に解決するものと思われる市長は答弁されたものの利用できないまま亡くなる方もふえ、事態は深刻さを増しています。応急的な対策で近隣の自治体の入所施設を紹介されても、大田原の外れや宇都宮では使うことはほとんど不可能です。早急な入所待機者解消対策を強く求めるものです。

第2の理由は、25年度当初予算では、地域密着型介護、居宅介護、高額介護で合わせて前年度比3億2,619万円を減額していました。予防事業が任意に変わったことによる減を見込んだとしていましたが、予防にこそ力を注ぐことが大切です。補正されたものの対応のおくれを広げています。

第3の理由は、市は保険の滞納者に給付制限を行っており、23年に17件、24年度は12件、25年度

は77件の給付制限を行っています。1割の自己負担を3割支払わなければ利用できなくする制裁処置です。支払われた時点で、2割分は返却しているとしていますが、健康弱者への制裁は直ちに中止すべきです。多くの市民は保険料を収めても利用料が高くて払いきれず、利用したくても保険を利用できない現状があります。介護保険制度が発足してから13年、介護をめぐる状況はますます深刻化して施設も在宅介護も重度の人がふえる中、新たな社会問題も起きています。

全国の自治体が2013年度に把握した認知症の行方不明者は5,201人、このうち発見されていない人は132人、発見されたが死亡していたのは383人でした。孤独死、孤立死のニュースや老人だけの老老介護がふえ、介護が原因の他殺や心中など、痛ましい事件が続いています。介護事業所では介護勤労者が非正規雇用や低賃金のため慢性的な人材不足が深刻さを増しています。

政権に復帰した自民と公明、下野した民主党の3党合意により、財界やアメリカの保険会社の求めに迎合した税と社会保障の一体改革は介護の分野にも国民に冷たい施策を深めています。

障害者や健康弱者が安心して暮らせる環境に整備することが、誰もが安心して暮らせる世の中につながります。こうした対策によって、定住促進も進むと考えるのは私だけでしょうか。

要支援者、要介護者の健康と暮らしを守る那須塩原市本来の仕事ができるよう強く要望し、認定第4号 平成25年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対する討論を終わります。

議長（中村芳隆君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号については、決算審査特別委員長報

告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆君） 起立多数。

よって、認定第4号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成25年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成25年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてまでの5件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

認定第5号から認定第9号までの5件については、決算審査特別委員長報告のとおり決すること  
で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号から認定第9号までの5件については、原案のとおり認定されました。

報告第26号～報告第29号の

上程、説明

議長（中村芳隆君） 次に、お諮りいたします。

日程第4、報告第26号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）から日程第7、報告第29号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）までの4件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、報告第26号から報告第29号までの4件を一括議題といたします。

本案について報告説明を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏君） 報告第26号から報告第29号までの4件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分としましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げるものであります。

まず、報告第26号について申し上げます。

議案書は2から3ページ、議案資料はございません。

本件は、平成26年5月25日、那須塩原市大夫塚1丁目地内において発生した事故に関し、市の義務に属する損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、春の市民一斉美化運動において、市所有の雨水排水浸透槽底部の除草作業を行うため相手方が昇降用ステップに手をかけたところ、ステップが抜け落ちたために転落し、腰、肘、頭部に打撲を負ったものであります。両者協議の結果、過失割合は市側100%で示談が成立し、相手方に損害賠償金8万5,270円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第27号について申し上げます。

議案書は4から5ページ、議案資料はございません。

本件は、平成26年7月21日、那須塩原市鍋掛地内の市道石丸鍋掛線において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手方が市道石丸鍋掛線を鍋掛方面から東那須野方面へ向かって走行中、道路上の穴に左前輪及び左後輪を落とし、左前輪、左後輪のホイール及びタイヤを破損したものであります。車両の損害につきましては、両者協議の結果、市側70%、相手側30%の過失割合

で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金19万3,536円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第28号について申し上げます。

議案書は6から7ページ、議案資料はございません。

本件は、平成26年7月21日、那須塩原市北和田地内の市道島方芝中線において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手方は市道島方芝中線を上中野方面から波立方面へ向かって走行中、道路上の穴に右前輪を落とし、右前輪のタイヤ及びホイールを破損したものであります。車両の損害につきましては、両者協議の結果、市側50%、相手側50%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金1万9,930円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第29号について申し上げます。

議案書は8から9ページ、議案資料はございません。

本件は、平成26年7月5日、那須塩原市上中野地内の市道島方芝中線において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手方は市道島方芝中線を国道4号方面から波立方面へ向かって走行中、道路上の穴に左前輪及び左後輪を落とし、左前輪のタイヤ、ホイール及び左後輪のタイヤを破損したものであります。車両の損害につきましては、両者協議の結果、市側70%、相手側30%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金12万5,950円を支払い、今後この件に関し双

方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、4件につきまして、ご報告申し上げます。議長（中村芳隆君） 報告、説明が終わりました。

#### 議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆君） 次に、日程第8、議案第70号平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 議案第70号平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）について、提案の説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料が1ページから3ページです。

今回の補正は、市が源泉徴収義務者として源泉徴収すべき所得税等の徴収漏れにより税務署に納付した源泉所得税等の額に不足が生じていることが判明したことから、市が報酬等を支払った所得者に対し源泉徴収にかかわる所得税相当額を請求するとともに税務署に源泉徴収不足額を納付し、さらに納付がおくれたことにより生じた延滞税及び不納付加算税を納付するために必要な予算措置を行うものであります。

主な補正の内容は、歳入では20款諸収入で源泉徴収にかかわる所得税相当額の返還金として1,471万5,000円を追加するものであります。

歳出では、2款総務費で源泉所得税不足分1,471万5,000円を源泉所得税の追加納付にかかわる延滞税及び不納付加算税132万円を追加すると

ともに歳入との差額132万円について予備費を減額して調整するものであります。これによりまして歳入歳出それぞれ1,471万5,000円を追加し、一般会計歳入歳出予算総額を505億3,761万7,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

16番、君島一郎君。

16番（君島一郎君） ただいまのご説明いただいた中におきまして、延滞税、それから不納付加算税、これにつきまして、132万円を予備費のほうから充当するということの説明がございましたが、これは歳入のほうに申告の更正等を行った場合に、還付加算金等、こういったものが計上されていないんですが、この計上されていない理由というのはどういうわけで計上されていないのか、お聞きしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 歳入のほうに延滞税、それから不納付加算税のほうが掲載されていないのはなぜかというふうなご質問かと思えます。この延滞税、それから不納付加算税につきましては、徴収義務者であります市のほうが払うべきものというふうなことでありますので、これについては、歳入のほうで計上していないというふうなことでございます。

議長（中村芳隆君） 16番、君島一郎君。

16番（君島一郎君） 大変言い方が悪かったんかもしれませんが、延滞税、不納付加算税、これにつきましては、市長のほうから説明がありましたとおり、132万円を予備費のほうを減額して充てるということで説明を受けましたが、現在歳入

のほうで見ているものにつきましては、源泉徴収に係る所得税相当額の返還金、これしか見ておりませんが、これら申告の更正等を行った場合に、税務署のほうから還付加算金とこういったもの、早目に収めていて間違っって修正をするという形ですから、それに対する加算金という税務署から申告者のほうに帰ってくるお金というものはないのかどうかということで、ないために計上がされていないのか。それともあるけれども、計上されていないのかをお聞きしたいということです。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 大変失礼いたしました。事業主本人のほうに不納付加算税の還付等があるかというようなことでよろしいのかと思えますけれども、それにつきましては、ございませんので、そんな形で処理をさせていただいております。

議長（中村芳隆君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第70号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第15号の上程、説明、質

疑、討論、採決

議長（中村芳隆君） 次に、日程第9、発議第15号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉教育常任委員長、12番、鈴木紀君。

〔福祉教育常任委員長 鈴木 紀君登壇〕

福祉教育常任委員長（鈴木 紀君） 発議第15号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について、提案のご説明を申し上げます。

手話とは日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

そのような中、栃木県では、昭和40年代に栃木県立聾学校において同時法という新たな教育手段を構築し、手話と音声言語の両方を用いた教育を全国に先駆けて取り組んだ大変誇らしい歴史があります。しかし、聾学校だけでは解決できない問題も多々ありました。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記され、国は本年1月に障害者権利条約に批准しました。批准に先立ち、国は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は手話を含む可能な限り言語その他の意思疎通の

ための手段についての選択の機会が確保されると定められました。

また、改正障害者基本法第22条では、国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、那須塩原市議会は国会及び政府に対し手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することができる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定することを実現するよう強く要望し、意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、趣旨をご理解の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第15号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆君） 次に、日程第10、発議第16号 議員の派遣についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
事務局長。

〔議会議務局長 阿久津 誠君登壇〕

議会議務局長（阿久津 誠君） それでは、発議第16号 議員の派遣について、ご説明申し上げます。

平成26年11月17日月曜日から20日木曜日に開催を予定してございます議会報告会における議員の派遣について、那須塩原市議会会議規則第167条の規定により議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

議長（中村芳隆君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第16号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員の海外派遣報告について

議長（中村芳隆君） 次に、日程第11、議員の海外派遣報告についてを議題といたします。

報告を申し上げます。

国際ブルックナー音楽祭招待を受けオーストリアへ9月11日から16日の6日間の日程で、阿久津市長と私、そして菊地秘書課長の3名でリンツ市との交流を進めるとともに、リンツ市長との面談により両市の姉妹都市提携の意思の確認と締結に向けたスケジュール調整を目的に訪問してまいりました。

日程については、お手元に配付しております別紙報告書1ページのとおりでございますので、ごらんください。

2ページをお開きください。

9月12日にはオーストリア日本国大使館にて竹歳特命全権大使と面談し、これまでの調整に関する御礼と今後の姉妹都市提携に向けて引き続き支援を依頼いたしました。

3ページをお開きください。

9月13日には、リンツ市役所を訪問しルーガー市長と面談を行い、友好的な会話のもとで親交を深めることができました。

6 ページをお開きください。

9月14日には、国際ブルックナー音楽祭出席をさせていただきました。本場の音楽を聞かせていただきまして本当に感動いたしましたところでございます。その後、リンツ市長主催の歓迎レセプションに参加をさせていただきました。何より自分の語学力のなさを強く感じたところであります。

今回の訪問によりまして、リンツ市との姉妹都市締結の意向をルーガー市長に直接阿久津市長がお伝えしたことによりまして、来年10月30日の10周年記念式典にての締結に向け大きく前進したものと思いました。短い期間ではありましたが、訪問の目的が達成されたものと思えます。

今後は、中学校の交流のみならず幅広い世代における交流についても、視野が広がっていくものと期待するところでもございます。

詳細につきましては、お手元に配付してあります別紙報告書をごらんください。

訪問に当たりまして、大変お世話になりました方々に御礼を申し上げまして、私の報告といたします。いろいろありがとうございました。

以上で報告を終わります。

#### 委員会所管事務調査報告について

て

議長（中村芳隆君） 次に、日程第12、委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

福祉教育常任委員長、12番、鈴木紀君。

〔福祉教育常任委員長 鈴木 紀君登壇〕  
福祉教育常任委員長（鈴木 紀君） 福祉教育常任委員会の所管事務調査について報告いたします。

視察は平成26年7月7日から9日に実施いたしました。視察先と調査の目的について申し上げ

ます。

長崎歴史文化博物館の調査の目的については、年間40万人、常設展示に1日700人超の集客効果をもたらす成功のポイント、2点目には指定管理者の管理運営体制。

次に、長崎市図書館の調査の目的については、指定管理者制度導入の目的と経緯。次に、指定管理者制度導入による貸し出し冊数と利用者数の推移、最後に指定管理者制度導入によるサービスの質への具体的な対策。

次に、2日目ですけれども、タブレット端末を導入した反転授業、公開授業の調査の目的については、タブレット端末を活用した授業の進め方、先生たちの対応や反応、反転授業への子どもたちの順応度ということで武雄市の学校であります。

また、ICT活用した授業の調査の目的については、タブレット端末への児童の順応性と学力向上効果、さらには情報化による公務の効率化、先生の仕事量の増加が懸念されるということであり

ます。また、民間学習塾のノウハウを取り入れた授業の調査の目的については、導入の目的と成果、さらには導入経過と契約期間。

そして、もう1件目は武雄市図書館の調査の目的についてでありますけれども、指定管理者をCCC、これについては、カルチャ・コンビニエンス・クラブという略称です。指定管理者をCCCとした経緯、理由、また指定管理者同じくCCCの導入効果、利用者数の推移についてであります。

以上、6件を調査の目的としてまいりました。

調査の結果については、別紙の報告書をご参照いただきたいと思います。

なお、視察先の資料等は保管してありますので、ごらんになりたい場合には担当職員にお申し出

ださい。

以上です。

議長（中村芳隆君） 報告が終わりました。

以上で委員会所管事務調査報告を終わります。

市長挨拶

議長（中村芳隆君） 以上で平成26年第3回那須塩原市議会定例会の議案は全て終了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君） 平成26年第3回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

去る9月1日から本日まで長い30日間にわたり開催されました第3回市議会定例会も、本日をもって閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様方には、平成26年度那須塩原市一般会計補正予算あるいは平成25年度各会計の決算認定などのほか、合わせて41の議案につきまして慎重にご審議をいただきました。それぞれ原案のとおりご決定を賜りまして誠にありがとうございます。議案審議の過程や市政一般質問の場において、皆様方から示されましたご意見等につきましては、今後十分に検討をさせていただきたいと思っております。

さて、国は地方の人口減少を深刻な課題として受けとめ、地方創生担当大臣を設置し、まち・ひと・しごと創生本部いわゆる地方創生本部を立ち上げました。年内には地域活性化や人口減少問題の総合戦略と長期ビジョンなどが策定される見込みとなっており、マスコミ等で紹介されております。

今後、国から各種の施策が出るものと思われま

すが、それらを注視して本市が意欲的に対応するための体制づくりを今後しっかりと行っていきたいと思っております。

このような中、本市におきましては、10月4日から7日に県内全域で開催されます第27回全国健康福祉祭とちぎ大会、ねんりんピック栃木2014のソフトテニスの会場となっております。

また、10月18、19の西那須野産業文化祭を皮切りに10月25日から26日にかけて那須野巻狩まつり、11月3日の那須塩原ハーフマラソンなど、市を挙げてのさまざまな事業が今後展開されてまいります。

これらの行事をきっかけに地域振興と市内産業の活性化が促進できれば大変うれしい、ありがたいと考えております。各行事の開催に当たりご尽力を賜ります関係者及び関係機関の皆様方に心から感謝を申し上げますとともに、議員の皆様におかれましても、ぜひ会場に足を運んでいただければ幸いです。

これから秋本番となり過ごしやすい季節を迎えておりますが、朝晩の冷え込みなど寒暖の差も大きくなっておりますので、議員の皆様方におかれましては、体調に十分留意をされますよう、またご自愛されますようお祈りをいたします。

今後とも市政運営にご協力をお願いする次第であります。

第3回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして私からのご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 市長の挨拶が終わりました。

閉会の宣告

議長（中村芳隆君） 閉会に当たりまして、ご挨拶

拶申し上げます。

去る9月1日から休会8日間を含め30日間にわたり開会されました平成26年第3回那須塩原市議会定例会は提出されました議案につきましてご協力いただき、ここに全議案の審議を終了することができました。

各位のご協力に対しまして心から御礼を申し上げますところでございます。

執行部におかれましては、審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等を十分に検討し、市政に反映されますよう要望いたすところでございます。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時38分